

役場からのおしらせ

南木曾町役場 ☎0264-57-2001
☎0264-57-2270

婦人検診を 受けましょー

問 保健衛生係

若い世代に増えている子宮頸部がん、50〜60歳代に多い子宮体部がん、40〜50歳代に多い乳がん、いずれも早期に発見することによって治すことが可能です。

坂下病院では、子宮がん検診・乳がん検診・骨検診を以下のように行っていきますので、希望者は申し込んでください。

■日程

10月19日・10月26日・11月2日（※当初11月9日の予定でしたが、医師の都合により

11月2日に変更になっていきます。11月16日

■対象者

子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は、40歳以上で、今年度偶数年齢の方が対象です。ただし、奇数年齢でも昨年度検診を受けていない方は対象になります。

■お申し込み先

南木曾町役場住民課保健衛生係

年金の現況届の提出が 12月生まれの方から原則不要になります

住民係

松本社会保険事務所
☎02663(32)5821

国民年金を受けている方が、毎年1回誕生日にご提出いただいています「現況届」ですが、12月生まれの方から提出が原則不要となります。これは、住民基本台帳ネットワークを活用して受給者の皆様の現況確認を行うこととしたためです。

ただし、次の方はこれ以後も現況届の提出が必要となります。

○社会保険庁で保有している情報と住民基本台帳ネット

ワークシステムの情報が相違して確認できない方

○外国籍の方

また、加給年金額を受けられていない場合の「生計維持確認届」、障害の程度の確認のため「診断書」の提出が必要な場合は、現況届以外の届が引き続き必要です。提出が必要な届出は社会保険業務センターから受給者の皆様へ送付されます。

高齢者のインフルエンザ 予防接種の実施について

問 保健衛生係

インフルエンザの予防接種を本人が接種を希望される場合に限り行います。

接種回数は1回で、接種料金のうち1200円を町で負担します。接種料金は、医療機関により異なります。

65歳以上の該当者には、保健指導員を通じて予防接種のおしらせ、予防接種券を配布しますので、希望者は早めに受けてください。

なお、町では60〜65歳未満で心臓・肝臓・呼吸器の機能に重度の障害を有する者を対

象に一部公費負担による予防接種の実施も行っていきます。詳しくは保健衛生係までお問い合わせください。

■接種できる期間

平成18年10月から平成18年12月まで（詳しい日程については、後日チラシにてお知らせします）

■町が指定したインフルエンザ予防接種実施医療機関

〔当日受付可能〕

○篠崎医院（南木曾町読書）
☎02664(57)2016

○古根医院（大桑村長野）
☎02664(55)1188

○中津川市民病院（中津川市）
☎05773(66)1251

〔要予約〕

○蜂谷医院（南木曾町読書）
☎02664(57)2055

○県立木曾病院（木曾町）
☎02664(22)2703

○坂下病院（中津川市坂下）
☎05773(75)3118

※65歳以上とは、右記の接種期間内までに満65歳に達している方です。

※上記以外の医療機関又は接種期間で接種した場合には町からの補助はありません。

木曾地区高齢者作品展 へ応募しませんか！

福祉係

木曾地方事務所地域福祉チーム
☎02664(25)2218

木曾地区高齢者作品展が開催されますので、出品作品を募集しております。

日ごろの趣味を発表してみませんか？

■参加資格等

おおむね60歳以上の方が趣味として作成した工芸品・絵画・俳句・短歌・手芸・書・写真・盆栽などの作品です。（大きさなどに制限がありません。）

■申込方法

役場にある申込用紙にご記入の上、10月20日（金）までに役場福祉係へ提出してください。

■作品展開催日・場所

11月21日（火）・22日（水）
上松町木曾勤労者福祉センター



ポリオワクチン

投与について

問 保健衛生係

ポリオワクチン投与を10月11日(水)に行います。

■対象者

平成18年6月以前の出生で、まだ2回投与を受けていないお子さん

■注意事項

ポリオワクチンは2回投与が必要です。まだ1回しか投与を受けていないお子さんは、対象となりますので母子手帳を確認してください。

当日は「母子手帳」を必ずお持ちください。

最後まで健康に生きるために

講演会のお知らせ

問 保健衛生係

保健指導員会主催、食生活推進連絡協議会共催、南木曾町後援で「健康に生きること」をテーマに講演会を行います。

■日時

10月21日(土)
午後1時30分～

■場所

南木曾会館ホール

■講師

諏訪中央病院内科主任医長
高木 宏明 先生

健康に生きるヒントを歌に絡め、楽しくわかりやすくお話してくれます。お誘いあつてお出かけください。

行政書士無料相談会

問

長野県行政書士会事務局
☎0266(2334) 0170

相続・遺産分割、土地家屋の賃貸・売買契約、新会社法による定款作成、食品衛生許可申請、クーリングオフ等内容証明郵便作成などの相談に応じます。

電話相談

■日時

10月2日(月)～4日(水)
午前10時～午後4時

■相談電話番号

☎0266(2334) 0170

■面接による相談

■日時

10月15日(日)
午前10時～午後4時

■場所

南木曾会館 1階・和室
☎02664(57) 3335

今年度の献血予定

問 保健衛生係

木曾保健所 食の安全・生活衛生チーム
☎02664(25) 2235

今年度の献血を下記のとおり実施しますのでご協力をお願いいたします。

■献血内容

400・200ml献血

■日時

12月5日(火)

午後1時30分～午後3時

■場所

南木曾町役場

■輸血用血液製剤の安全性の確保について

日本赤十字社では輸血用血液製剤の安全性を確保するため、様々な対策を行ってまいります。昨年度から問診の際に身分証明書(運転免許証や健康保険証)の提示による本人確認を実施していますが、新たに10月1日から献血手帳の様式に従来の紙型に加え、磁気カード型(献血カード)を導入します。

これにより次回献血可能日がカードに明示されたり、パスワードによる本人の確認が

可能になります。

■献血する際の注意点について

献血事業は献血者の方の善意により支えられています。検査目的の方、特定の感染症にかかられている方、特定の海外への渡航歴のある方などは献血を見合わせていただく必要があります。詳細は平成17年5月26日発行の広報なぎそNo.227号をご覧ください。どうか、担当までお問い合わせください。

「公証週間」JUN25

問 住民係

法務省と日本公証人連合会では、毎年10月1日から7日までの1週間を「公証週間」と定めて、みなさんに公証制度を正しく理解していただくとともに、この制度の御利用を呼びかけております。

公証制度は、遺言証書の作成、各種の契約証書の作成や会社の定款の認証等、私たちの日常生活における法律上の権利や業務を明確にし、紛争が生じないよう未然に防止することを目的とした制度です。この公証事務を担当する公証

人は、永く裁判官・検察官・法務局長などを務めた人のなかから法務大臣が任命した法律の専門家です。

次のような約束事には公正証書の作成をお勧めします。

- ・遺言
- ・お金の貸し借り
- ・不動産の売買や貸し借り
- ・離婚に伴う養育費や慰謝料の支払
- ・交通事故等の賠償金の支払

大切な契約や取引において公正証書は皆さんの権利を正しく確実に守ってくれます。

県内の公証役場は、次のとおりです。

- 長野公証役場
☎0266(2334) 8585
- 上田公証役場
☎02668(22) 5477
- 小諸公証役場
☎02667(23) 6107
- 松本公証役場
☎02663(35) 6309
- 諏訪公証役場
☎02666(53) 4641
- 飯田公証役場
☎02665(23) 6502
- 伊那公証役場
☎02665(73) 8622

墓地の手続きについて

■保健衛生係

墓地の新設（新たに墓地を造る）・改葬（埋葬した死体、焼骨を他の墓地や納骨堂に移すこと）・廃止（墓地としての使用をやめる）等は「墓地、埋葬等に関する法律」により、全て手続きする必要があります。

新設・改葬・廃止等は、各事項とも役場にあります所定の用紙により、必要書類をそろえ申請書を提出し、審査を受けなければなりません。

審査の結果、各事項の許可（許可書）を受けます。（状況により許可されない場合もあります）

この許可を受けることで、各事項の事業等を進めることとなります。

特に個人墓地の新設については、「墓地、埋葬等に関する法律」「農地法」「景観条例」「周囲の状況」等、改葬・廃止の場合に比べ多くの難しい問題が多いため慎重な検討が必要です。

くわしい墓地の手続きについては、保健衛生係までお問い合わせ下さい。

い合わせ下さい。

■墓地の設置場所の原則

- (ア) 国県道その他重要な道路、鉄道、河川から50m以上隔てること
- (イ) 人家等ふくそう地（集落）より200m以上の距離を有すること
- (ウ) 土地は高そうな所を選び、湿潤な所は避けること。
- (エ) 飲用水が汚染されるおそれのない所であること
- (オ) (イ)の距離については、地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合はこの限りではありません。

※墓区域内1区画の面積は原則として6.6㎡以内です。

創業予定者のみなさんへ

木曾地方事務所産業労働チーム
0264(25) 2228

長野県では、これから事業を始めようとお考えの方に、様々な支援事業を行っています。

創業を予定されている方、興味のある方は、ぜひご利用ください。

■チャレンジ起業相談室

経験豊富なコーディネーターがアドバイスします。

<http://www.prenagano.jp/syounkou/business/sougyousokushin/sougyousokushin.htm>

■低利融資制度

- ① 創業支援資金（金利2.0%以下）
- ② わか者起業支援資金（金利1.5%、対象は40歳未満の方です）

■創業促進税制

創業から5年間、法人事業税を免除します。

詳しくは、お問い合わせください。

オータムジャンボ宝くじ 9月25日から発売開始!

■企画財政係

オータムジャンボ宝くじの発売期間は、9月25日から10月13日までです。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

お早めにお買い求めください。

南木曾町で初の認定「エコファーマー」認定式

8月10日、南木曾町役場で木曾郡では初めてとなるエコファーマー認定式が行われました。木曾郡下では2名のエコファーマーが誕生し、南木曾町では上の原地区の深谷民子さんが初めての認定となりました。

「エコファーマー」とは、平成11年度に施行された国の認証制度で、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者のことです。認定を受けた農業者の方は、生産された農産物の包装容器・ポストカード・チラシなどに認定マーク（別図）を表示することができます。消費者に安心・安全を強くアピールすることができ、現在全国では10万人弱、長野県では1400人余りが認定を受け活動しています。

「降水量の多い南木曾で農業を減らすことは大変難しいと思いますが、頑張ってください」と認定書が授与されました。同席した宮川町長からも「町のイメージアップにつながることで、多くの町民がエコファーマーになってくれればと期待しています」と励ましの言葉をかけられ、深谷さんは「地域として取り組めるくらいに、JA直売へ出荷している仲間にもどんどんエコファーマーを勧めたい」と話していました。



認定マークを手にする深谷登さん（左）

10月は労働保険適用 促進月間です

木曾福島公共職業安定所
☎0264(22) 2233
松本労働基準監督署
☎0263(48) 5693

労働保険は、労働者を1人でも使用する事業所が、原則としてすべて加入しなければならぬ国の「強制適用保険」です。

厚生労働省は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入していない企業をなくすため、昨年度から、個別訪問等による保険加入指導によっても自主的に成立手続きをとらない事業主に対し、労働局及び労働基準監督署による「強制加入」の措置をとることとしています。

手続きをされていない事業主の方は、速やかに手続きをしましょう。

また、労働者の方々が、ご自分の雇用保険加入手続きが行われているか確認することができます。保険料を払っていても加入手続きがされていない場合、失業後に失業給付金が受給できなくなる等

の不利益が生じることがあります。雇用保険の加入状況を確認したい方は、最寄りのハローワークに本人確認できる証書(自動車免許証等)及び印鑑を持参してお越しください。

なお、雇用保険の適用には一定の基準があります。詳細についてはお問い合わせください。

交通事故でお困りの方は ご相談下さい

松本自動車保険請求相談センター
☎0263(35) 7790

松本自動車保険請求相談センターでは、専門の相談員が、自賠責保険・自動車保険の請求手続き等について、相談に応じます。

相談は無料で電話による相談もお受けしますので、お気軽にご利用ください。

■相談日時

毎週月曜日～金曜日

(祝日を除く)

午前9時～正午

午後1時～午後5時

■弁護士相談(面談)

毎月 第2・第4木曜日

午後1時～午後4時
面談による相談は予約制のため、ご希望の方は、あらかじめご連絡ください。

■住所

〒390-0811

松本市中央1-4-20

日本生命松本駅前ビル 7階

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか?

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自動車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています(自動車損害賠償保障法)。

特に、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れ、掛け忘れにご注意下さい。

自賠責制度の詳しい内容は、ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.jibai.jp>

高齢者いきいき教室から

高齢者いきいき教室は、介護保険の中の介護予防事業として65歳以上の方を対象に開催されています。この教室は、みなさんの「介護保険料」で実施されますので、お誘いあつてお出かけください。

各地区の高齢者いきいき教室が開催されました。

北部地区

【8月8日・参加者28名】

北部地区では、「元気でいきいき生活するための最新情報」と題して講演会を開催しました。

講師は篠崎医院院長 篠崎医師、小幡理学療法士でした。骨粗鬆症や運動について、日常的に家庭でできるストレッチ体操なども実技を交えて紹介していただきました。

田立地区

【8月28日・参加者55名】

田立地区では、元気でいきいき生活するための最新情報として「泌尿器科の病気や気をつけたいこと」と題した講演会を、老人クラブ老松会との共催で開催しました。

講師は国保坂下病院泌尿器

科 七浦医師で、泌尿器科の様々な病気や気になる症状や早期発見のための検査などお話しされました。

前立腺の病気や過活動膀胱など、はじめて聞くことも多く、参加者からは「ためになった」という声が多く聞かれました。



▲説明する篠崎先生
右上：小幡理学療法士



左：田立地区/右：北部地区